

## 標準化プロセス規定 (V.2)

2004/02/05

XML コンソーシアム運営委員会  
XML コンソーシアム標準化推進委員会

本書は、XML コンソーシアムにおける XML ボキャブラリの標準化活動を行うためのプロセスを定めることを目的とする。本書で述べる「標準化」の範囲は、XML 規格をベースとして開発されるボキャブラリ仕様に限定し、この範囲に収まらないものは本標準化プロセスでは扱わない。標準化プロセスは以下の段階を経る。

- (1) 受付
- (2) プロセス開始審査
- (3) 標準化部会発足
- (4) 標準化部会による標準化作業      標準化部会による投票      勧告案
- (5) 会員への告知と理事会の承認      勧告

### 1) 受付

- (1) XML コンソーシアム事務局にて提案を受け付ける。
- (2) 受付にあたっては、以下の項目を満たしていること。

提案内容が会員企業を含む第三者の著作権の侵害がないことを確認していること。  
成果物は、広く一般に仕様を公開し、無償での使用\*注を認めることを前提としていること。

\*注：但し、著作権法上の権利以外の権利の行使による場合を除く  
標準化部会活動の場合に 5 社以上の参加が見込めること。  
(見込み企業および担当者名を提出。)  
成果物や内容が公序良俗および法律に反したものでないこと。  
標準化部会となった場合のリーダー氏名が明確になっていること。

### 2) プロセス開始審査

- (1) 理事会にて、事務局が受け付けた標準化申請が「XML コンソーシアムにおける標準化が妥当かどうか」を審査・承認する。

### 3) 標準化部会発足

- (1) 審査通過から 30 日以内に標準化部会を発足する。
- (2) 標準化部会発足後、事務局から会員企業にアナウンスし、参加を募る。

#### 4) 標準化部会による標準化作業

(1) 標準化作業の進捗ステータスを以下の通りに分ける。

ドラフト (Working Draft)

標準化部会にて作業中の仕様

勧告案 (Proposed Recommendation)

実装実験などを行う版。

勧告 (Recommendation)

最終版。

(2) 進捗ステータスの更新プロセスを以下の通りとする。

「ドラフト」から「勧告案」となるための要件

- ・ 標準化部会の投票で有効投票数の 2 / 3 以上の賛成を得ること。
- ・ なお勧告案としたことを理事会に報告すること。

「勧告案」から「勧告」となるための要件

- ・ 全会員に告知及び一般に公開し意見を求めること。
- ・ 会員及び一般からの意見を部会で検討した結果について理事会で承認を得ること。

(3) 勧告案

「勧告案」は「勧告」に関する規定 5) を準用する。

(4) パブリックレビュー

パブリックレビューとは、勧告案または勧告を XML コンソーシアムの会員外に公開し、広く意見を求めることとする。

パブリックレビューの公開期間は 1 ヶ月 (最低 3 週間) とする。

#### 5) 勧告

(1) 「勧告」は、本標準化プロセスに基づく標準化の成果物で、仕様書として固定化されたものを指す。

(2) 勧告となった仕様書は、XML コンソーシアムの Web サイト (部会の Web サイトを含む) に掲載する。

(3) 勧告となった仕様書の著作権は、会員規約に基づき XML コンソーシアムと成果物制作活動に関与した会員との持分均等の共有とする。

(4) XML コンソーシアムおよび著作権者である会員は、勧告となった仕様書に関して、会員企業を含む第三者の特許権、著作権、その他の権利を侵害しないことを保証する

ものではない。

- (5) 勧告となった仕様書の内容が、勧告後に会員企業を含む第三者の権利に抵触することが発覚した場合には、理事会の承認により仕様書の改定または廃止をすることができる。
- (6) 勧告となった仕様書は、バージョン番号をつけて管理することとする。

#### 6) その他

- (1) 標準化対象の分野に関連する部会が既に存在する場合には、その部会内に標準化 WG を設置して標準化活動を実施してもよい。この場合、上述の「標準化部会」はすべて「標準化 WG」と読み替えるものとする。
- (2) 標準化部会または標準化 WG は標準化することだけを目的とし、全メンバがそのことを十分認識しているものとする。

以上